

参加意思確認公募手続きにかかる参加意思確認申請書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認申請書の提出を招請します。

招請の趣旨

大阪府では、プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進するとともに、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない健康支援を行っています。

本業務はその取組の一環として、不妊症・不育症やプレコンセプションケア等、妊娠・出産に関する専門相談事業を実施し、相談者への精神的・心理社会的支援の充実と、性や生殖に関する正しい知識の普及啓発をめざすものです。

本業務の実施にあたっては、不妊症・不育症やプレコンセプションケア等、妊娠・出産に関する専門的な見識や社会的背景への理解を持ち、相談者の個人情報やプライバシーに対する配慮等が行えることが不可欠となります。また、社会の変化に応じ、相談内容や普及啓発すべき知識は多様化しており、相談者の様々な悩みに寄り添い、解決に向け支援することができる高度なスキルや経験に加え、ライフステージに応じた情報を効果的に提供するための幅広い情報収集及び発信のスキルが必要とされるほか、本事業を円滑に推進するための企画・実践・事務処理に関する能力等を有することが必要です。

一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団（以下「特定者」という。）は、「男女が対等な立場で、あらゆる分野へ参加・参画することができる社会の創造」を基本理念とし、社会的・経済的な男女格差の是正、女性のエンパワメントのための専門的で総合的な支援機能を果たしていくことを財団運営の目的としています。平成6年の設立時から、社会の変化に対応しつつ、女性の生き方、心身の健康、DV被害など、女性が直面する様々な課題に対する支援を行っており、相談対応や情報収集・発信等に係る知識、事業のノウハウに加え、豊富な経験と実績を有しています。また、平成14年度から本業務の受託者として、誠実に履行してきた実績を有しています。

以上のことから、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、特定者以外の者で、下記3の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を招請する公募を実施します。

公募の結果、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との随意契約手続きに移行します。

なお、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者の価格による競争手続きを行います。

令和8年2月13日

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課長 島田 秀和

記

1 発注予定業務の内容

実施年度	令和8年度	
業務名	大阪府性と健康の相談センター事業委託業務	
発注機関の名称	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課	
履行場所	大阪市内の施設（履行場所は受注者が手配すること）	
業務概要	別添の大阪府性と健康の相談センター事業委託業務仕様書に基づき必要な業務を実施する。	
履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	
支払い条件	半期毎 支払	全2回
特定者の所在地、 商号又は名称	名称（商号）	一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団 所在地 大阪市北区天満1丁目5番2号
委託上限額	19,197,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）	

2 手続のスケジュール

説明書等の交付	交付期間	令和8年2月13日（金）10時から 令和8年2月26日（木）16時まで
	交付場所	健康医療部保健医療室地域保健課
	交付方法	上記の交付場所で交付します。なお、郵送による交付は行いません。
説明書等に対する 質問及び回答	質問受付期間	令和8年2月13日（金）10時から 令和8年2月26日（木）16時まで
	質問方法	所定の質問書(様式9)により、電子メールにより受け付けます。 メールアドレス chikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp
	最終回答日	令和8年3月2日（月）
	回答方法	健康医療部保健医療室地域保健課ホームページ （ https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/kenkozukuri/boshi/sannkai_sikakuni_nnkoubou.html ）に掲載します。
参加意思確認申請書の提出	提出期間	令和8年2月16日（月）10時から 令和8年3月3日（火）16時まで
	提出場所	「4 発注機関」に記載する事務所
	提出方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法で、提出期間内に必着のこと）
審査結果の通知	最終通知日	令和8年3月9日（月）
	通知方法	郵送及び電話
応募要件を満たさないと記載された審査結	請求期間	通知を受けた日の翌日から 令和8年3月19日（木）16時まで

果の通知に対する理由 請求	請求場所	「4 発注機関」に記載する事務所
	請求方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法で、請求期間内に必着のこと）
	最終回答日	令和8年3月31日（火）
	回答方法	郵送
応募要件を満たすと記載された審査結果の通知を受けた者及び特定者による競争手続	日時・場所・その他詳細は、審査結果の通知書に記載するものとする。	
落札候補者の提出書類	提出期限	落札候補者のみ開札日の翌日17時まで

申請、請求、交付、質問、回答閲覧の期間中の受付は、10時から16時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに平日の12時15分から13時までを除く。

3 応募要件

基本 的 要 件	<p>(1) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「種目コード192（各種施策執行・検査・運営等補助）」又は「種目コード200（その他：不妊・不育、プレコンセプションケア等の相談事業（※）を業務内容とする者）」に登録されている者であること又は登録される見込みである者であること。</p> <p>（※）不妊症や不育症に悩む方への個別相談（電話、面談等）・グループ相談や、性や生殖に関する悩みをもつ者を対象としたチャット等のツールを活用したプレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）相談を実施する事業。</p> <p>(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人</p> <p>イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者</p> <p>ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>カ 破産者で復権を得ない者</p> <p>キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始</p>
-------------------	---

	<p>の決定を受け、かつ、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。</p> <p>(4) 府の区域内に事業所を有する者であること。</p> <p>(5) 府税に係る徴収金を完納していること。</p> <p>(6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。</p> <p>(7) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書(添付書類等を含む。)又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。</p> <p>(8) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)でないこと。</p> <p>(9) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号)第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者でないこと。</p> <p>(10) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)でないこと。</p>
<p>業務履行能力・業務執行体制等に</p>	<p>(1) 本業務の実施にあたって、不妊症・不育症やプレコンセプションケア等、妊娠・出産に関する幅広い専門的な見識や社会的背景への理解、複雑・多様化する相談への対応を行う必要があることから、思春期、妊娠・出産、不妊・不育等についての相談業務に関する知識を有し、かつ通算3年以上の実務経験を有する者を責任者(以下「業務責任者」という。)として1人以上常勤雇用し、本事業に配置できること。</p> <p>(2) 本事業の周知啓発を実施するにあたり、リーフレットの作成やSNS・ホームページの企画・運営など広報に関して実務経験を有する者を配置すること。</p> <p>(3) 相談業務の実施については、次のア、イに掲げる者が行うこととし、必要に応じてウに掲げる者が行うこと。</p> <p>ア 医師、保健師又は助産師等の専門職</p> <p>イ 不妊症・不育症の心理的支援に係るカウンセラー(不妊カウンセラー、生殖心理カウンセラー等)</p> <p>ウ その他業務を実施するにあたり必要な者</p> <p>(4) 不妊症・不育症専門相談の相談員については女性とし、相談者へ適切な相談支援が行えるよう、不妊・不育に関する相談業務に従事した経験を3年以上有する者か、または</p>

関 する 要 件	<p>これと同等以上の経験等を有すると認められる者とする事。</p> <p>(5) プレコンセプションケア相談の相談員については、相談者へ適切な相談支援が行えるよう、プレコンセプションケアに関する相談業務に従事した経験を3年以上有する者か、またはこれと同等以上の経験等を有すると認められる者とする事。</p> <p>(6) グリーフケア相談は流産や死産等により大切なお子さまを亡くした深い悲しみを抱える方を対象としており、相談者がより相談しやすい環境を整える必要があることから個別相談の相談員、サポートグループのファシリテーターについては女性とし、同一人物とする事。また、グリーフケアに関する相談業務に従事した経験を3年以上有する者か、またはこれと同等以上の経験等を有すると認められる者とする事。</p> <p>(7) サポートグループのファシリテーターは、不妊症・不育症に関する当事者の他、ピアサポーターの研修を受講した者など、不妊症・不育症についての最新の知見を有し、不妊治療患者等に対して寄り添った支援を行える者（不妊症・不育症の相談支援に従事した経験を3年以上有することに加えグループカウンセリングのファシリテーターの経験を1年以上有する者）か、またはこれと同等以上の経験等を有すると認められる者が実施すること。</p> <p>(8) 本事業に従事するスタッフ、相談員等の技術習得、人権、個人情報保護などを内容とする研修を実施するなど、知識、技能の向上支援が図れること。</p> <p>(9) 本事業に対する苦情処理に迅速かつ的確に対応する苦情処理体制が構築できること。</p> <p>(10) 相談業務については、府民の利便性や安全性を考慮し、大阪市内において、相談者のプライバシーが保護される環境（騒音や雑音が入らない個室等）を有する場所に相談拠点を設置すること。また、不妊症・不育症やプレコンセプションケアなどに関連する女性や青少年の悩みに対応し、医療・心理・生活支援・制度情報など幅広い支援情報を提供できる体制を整えること。さらに、業務責任者は不測の事態が発生した場合は速やかに対応できる体制を整えること。</p> <p>(11) 相談業務の実施にあたっては、予約管理システム等を活用し、予約状況について適切に管理運用を行うこと。</p>
-------------------	---

4 発注機関

局(課)名等
<p>大阪府健康医療部保健医療室地域保健課</p> <p>所在地：〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目1番22号 本館6階</p> <p>電話番号：06-6944-6711</p>

5 公募手続きの取扱い

本件公募に係る契約行為の執行は、契約の対象となる業務に係る予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。

【交付書類一覧表】

	書類名称
説明書・仕様書等の交付	<p>〈参加意思確認公募手続に係る説明書〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○参加意思確認公募手続に関する説明書 ○参加意思確認申請書(様式1) ○応募要件確認資料(様式2) ○実務経歴書(様式3) ○研修体制調書(様式4) ○苦情処理体制調書(様式5) ○業務履行場所調書(様式6) ○質問書(様式7) <p>〈契約関係書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約書(案) ○仕様書 ○大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則における事業者からの「誓約書」の提出について

【提出書類一覧表】

書類名称
参加意思確認申請書(様式1)に記載のとおり

大阪府性と健康の相談センター事業委託業務仕様書

本仕様書は、大阪府（以下「発注者」という。）が発注する「大阪府性と健康の相談センター事業委託業務」（以下「委託業務」という。）を受注する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の名称

大阪府性と健康の相談センター事業委託業務

2 業務の目的

大阪府では、プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない健康支援を行っている。

本事業では、民間事業者のノウハウを活用した相談支援や啓発活動を通じて、不妊症・不育症、プレコンセプションケアなど、妊娠・出産に関する幅広い専門知識や、複雑・多様化する相談に対応できる高度な専門スキルによる相談体制を確保し、相談者への精神的・心理社会的支援の充実を図るとともに、性や生殖に関する正しい知識の府民への理解促進を図ることを目的に実施する。

3 業務概要

(1) 委託する業務

- i) 不妊症・不育症専門相談
- ii) プレコンセプションケア相談
- iii) グリーフケア相談
- iv) 研修・啓発
- v) 会議の開催
 - ・ 相談員連絡会議の企画開催
 - ・ 不妊症・不育症支援ネットワーク会議の企画開催

(2) 実施場所

大阪市内の施設（実施場所は受注者が手配すること）

(3) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

金19,197,000円（消費税及び地方消費税額10%を含む）

4 業務の実施に当たって踏まえるべき基本的な考え方

上記目的を達成するため、業務の実施に当たっては、次の基本的な考え方を十分に踏まえること。

- (1) 本業務の実施にあたっては、不妊症・不育症やプレコンセプションケア等、妊娠・出産に関する幅広い専門的な見識や社会的背景への理解、複雑・多様化する相談に対応できる高度な専門スキルと専門性を確保し、より効果的な事業展開のために、受注者が有する高度な知識、技術、創造性、構想力、ノウハ

ウ、応用力を発揮し、委託業務の目的を実現すること。

- (2) 委託業務のすべての段階において、個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報保護に関する十分な対策を講じること。
- (3) 業務を適切かつ安定的に実施することのできる運営体制を整えること。なお、業務責任者は、不妊症や不育症、周産期グリーフやプレコンセプションケア等、妊娠・出産をとりまく各分野の相談業務に関する通算3年以上の実務経験を有する者として1人以上常勤雇用し、本事業に配置すること。
- (4) 相談業務については、府民の利便性を考慮し、大阪市内において、相談者のプライバシーが保護される環境（騒音や雑音が入らない個室等）を有する場所に相談拠点を設置すること。また、不妊症・不育症やプレコンセプションケアなどに関連する女性や青少年の悩みに対応し、医療・心理・生活支援・制度情報など幅広い支援情報を提供できる体制を整えること。さらに、業務責任者は、不測の事態が発生した場合に速やかに対応できる体制を構築すること。

5 業務委託の内容

(1) 不妊症・不育専門相談

i 目的

不妊症・不育症による身体的・精神的な悩みをもつ者に対象に、個別相談の実施及びサポートグループの設置を行うことにより、医学的、専門的知識に基づく情報提供や心理社会的支援、傾聴的な寄り添い型の支援を行う。

ii 種類

(ア) 電話相談 ※第5水曜日・金曜日、平日の祝日・年末年始は除く

実施日	実施時間	実施日数	相談員
第1・3水曜日	10:00～19:00（9時間）	23日／年	助産師
第2・4水曜日	10:00～16:00（6時間）	23日／年	
第1～4金曜日	10:00～16:00（6時間）	47日／年	
第2土曜日	13:00～16:00（3時間）	12日／年	

(イ) 面接相談「女性産婦人科医師による不妊・不育の面接相談」（対面／オンライン）

実施日	実施時間	面接時間	実施日数	相談員
第2土曜日	14:00～17:00	30分／1組 （1日4組）	12日／年	産婦人科医

(ウ) カウンセリング「不妊・不育に悩む人のための不妊カウンセリング」(対面/オンライン)

実施日	実施時間	カウンセリング時間	実施日数	相談員
第1土曜日	13:00～17:00	50分/1組	24日/年	生殖心理カウンセラー、 不妊カウンセラー等
第3土曜日		(1日4組)		
木曜日	18:30～20:30	50分/1組 (1日2組)	24日/年	

(エ) グループ相談 (サポートグループ)

実施日	実施時間	実施回数	実施期間	定員	ファシリテーター
第1土曜日	14:00～16:00	12回/年	通年	8人/回	助産師・ピアサポーター
第3木曜日	14:00～16:00	12回/年	通年	8人/回	助産師・ピアサポーター

iii 留意事項

- ・ (ア)～(ウ)の相談員については女性とし、相談者へ適切な相談支援が行えるよう、不妊・不育に関する相談業務に従事した経験を3年以上有する者またはこれと同等以上の経験等を有すると認められる者とする。
- ・ (エ)のファシリテーターについては、不妊症・不育症の知見を有し、不妊治療患者等に対して寄り添った支援を行える者(不妊症・不育症の相談支援に従事した経験を3年以上有することに加え、サポートグループのファシリテーターの経験を1年以上有する者)か、またはこれと同等以上の経験等を有すると認められる者とする。
- ・ (ア)の電話相談を行う際の電話回線(1回線)その他必要な環境を整えること。また、相談日以外に電話があった場合に備えた留守番電話設定など、相談者が不便なく相談できる環境設定を行うこと。
- ・ (イ)～(エ)については予約制とし、予約サイト及びネットワーク環境を用意し、適切に予約状況の管理運用を行うこと。
- ・ 相談に際しては、相談業務に支障がでないよう、適正な人数の相談員を配置すること。

(2) プレコンセプションケア相談

i 目的

性や生殖に関する悩みをもつ者を対象に、専門職(助産師)によるチャット相談を実施することにより医学的、専門的知識に基づく情報提供及び相談支援を行う。

ii 種類

(ア) チャット相談

実施日	実施時間	実施日数	実施期間	相談員
第1～4金曜日 ※祝日・年末年始を除く	16:00～20:00 (4時間/日)	47日/年	通年	助産師

(イ) 出前相談

実施回数	実施期間	相談員
3回程度/年	通年	助産師

iii 留意事項

- ・ (ア) の相談員については、相談者へ適切な相談支援が行えるよう、プレコンセプションケアに関する相談業務に従事した経験を3年以上有する者またはこれと同等以上の経験等を有すると認められる者とする。
- ・ (ア) のチャット相談を行う際には、相談システムの構築その他必要な環境を整えること。
- ・ 相談に際しては、相談業務に支障がでないよう、適正な人数の相談員を配置すること。
- ・ (イ) については、ライフステージによって必要となる情報が異なることから、各回において「それぞれ異なるライフステージ（小学校高学年～中学生とその保護者、大学生、社会人等）を想定した相談会を実施すること。相談会実施にあたっては、オンライン開催ではなく、各対象者が集まりやすい場所（大学や公共施設等）で実施すること。

(3) グリーフケア相談

i 目的

流産・死産（人工死産）、子宮外妊娠、胎状奇体・新生児死等で子どもを亡くした親、家族を対象に、専門職（助産師）と過去に同様の経験をしたピアサポーターによる個別相談の実施及びサポートグループの設置を行うことにより、心理社会的支援や傾聴的な寄り添い型の支援を行う。

ii 種類

(ア) 個別相談

実施日	実施時間	面接時間	実施回数	相談員
偶数月 第4水曜日 奇数月 第4土曜日 (月1回)	10:00～12:00	50分/1組 (1日2組)	12回/年	助産師 ピアサポーター

(イ) グループ相談（サポートグループ）

実施日	実施時間	実施回数	定員	ファシリテーター
偶数月 第4水曜日 奇数月 第4土曜日 (月1回)	14:00～16:00	12回/年	4人/回	助産師 ピアサポーター

iii 留意事項

- ・ グリーフケア相談は、流産や死産等により子どもを亡くした深い悲しみを抱える方を対象としており、相談者がより相談しやすい環境を整える必要があることから (ア) の相談員、(イ) のファシリテーターについては女性とし、同一人物とすること。また、グリーフケアに関する相談業務に従事

した経験を3年以上有する者またはこれと同等以上の経験等を有すると認められる者とする事。

- ・ (ア) (イ) については予約制とし、予約サイト及びネットワーク環境を用意し、適切に予約状況の管理運用を行うこと。

(4) 研修・啓発

i セミナーの開催

- ・ 不妊症・不育症、グリーフケア及びプレコンセプションケアに関する最新情報や相談者のニーズに即した内容をテーマとするセミナーを年4回程度実施すること。
- ・ セミナーの内容については、医療従事者や市町村等の担当者などの当事者を支援する者から当事者まで広く参加しやすいものとする事。
- ・ オンラインで開催する等、対象者の利便性に配慮した開催方法で開催すること。
- ・ 開催日程及び内容については、事前に発注者と協議すること。
- ・ セミナー終了後には、満足度等についてアンケートを実施し、評価を行うこと。
- ・ セミナーの開催に関する広報・周知を行うこと。

ii 事業の周知・啓発について

本事業を周知するため、以下のとおり周知・広報に係る業務を実施すること。

(ア) 啓発媒体の作成

相談窓口の周知のためのリーフレット及びチラシについて、デザインの作成、印刷を行い、必要部数を発注者に納品すること。また、以下の想定配布先へは受注者より発送を行うこと。なお、作成した電子データは府に納品すること。

【想定配布先】

- 事業主管課（大阪府、大阪市、堺市）
- 大阪府内保健所
- 大阪府内市町村母子保健主管部（局）
- 大阪府内男女共同参画関連施設
- 大阪府内公立図書館
- その他関連施設

【啓発媒体の種類及び作成予定部数】

	種類	仕様	作成 予定部数
①	事業案内リーフレット	A 5、両面カラー、観音折 8 ページ	4, 500部
②	各種相談窓口の啓発チラシ（7種）	A 4、片面カラー	4, 000部
③	各種セミナー案内チラシ（4種）	A 4、片面カラー	3, 000部

※想定配布先や作成予定部数は過去の実績に基づくものであり、啓発媒体の作成にあたっては作成部数や配布先等を発注者と協議すること。

※①②の啓発媒体は、年度当初（4～5月頃）に作成し、③の啓発媒体はセミナーの開催時期に合わせて作成すること。

- ・ 各相談窓口によって、主な対象となる年齢層が異なる（プレコンセプションケアの相談は10代～20代が多いが、不妊・不育の相談は20代後半～40代が多い）ことを考慮して、デザインを検討するとともに、必要に応じてチラシ以外の啓発媒体（ポスター、カード、動画等）を作成すること。
- ・ 啓発媒体のデザインや内容は発注者と協議のうえ作成すること。

(イ) ホームページやSNSの運営について

- ・ 本事業専用のホームページやSNS（X、Instagram等）を作成し、本事業の周知を行うとともに、妊娠・出産、不妊・不育、プレコンセプションケア等に関する情報を定期的に発信すること。
- ・ 特にプレコンセプションケアについては、若年層の認知度向上を図るため、プレコンセプションケア啓発のための特設サイトを作成し、運営すること。

(ウ) 事業の周知・広報の企画・運営体制について

本事業の周知・広報の業務を実施するにあたり、各種媒体を活用した広報の企画・運営に関して実務経験を有するものを配置すること。

(5) 会議の開催

i 相談員連絡会議の企画・開催

相談員のスキルアップとより円滑な事業運営を図ることを目的とし、相談事業に関わる相談員を招集し、相談事業の運営に係る課題解決に向けての議論や、各種情報共有を行う会議を年に1回開催すること。

ii 不妊症・不育症支援ネットワーク会議の企画・開催

- ・ 地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図るため不妊症・不育症患者支援に係る関係機関（行政機関、医療関係機関、民間支援団体等）で構成される会議を開催すること。
- ・ 会議の企画にあたって、参加者や議題については発注者と協議すること。

6 共通事項

- ・ 5に定める業務の実施状況については、相談件数等を取りまとめて、毎月及び毎年度終了時に電子ファイルにて提出すること。また、相談の傾向、特徴等、今後の業務の推進に役立つと考えられる事項について分析を行い、その結果を報告すること。
- ・ 各種相談内容については、別途担当相談員、主訴、相談内容等を案件ごとに記録し、個人情報取扱特記事項の内容を踏まえ、個人情報保護に十分留意し、適切に管理すること。
- ・ 不妊症・不育症、グリーフケア、プレコンセプションケアに関する社会資源情報を収集し、相談員及び事務局スタッフと共有すること。

7 事業実績の報告

委託業務終了後30日以内に、年度を通じた事業実績報告書を電子ファイルにて提出すること。

8 個人情報の取扱い

受注者が行う個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項のとおり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）その他法令の趣旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。また、本業務の実施にあたり、知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

9 その他の留意事項

(1) 引継ぎ実施方法等

受注者は、業務開始時に円滑に業務を実施できるよう、現受注者である（一財）大阪府男女共同参画推進財団職員から引継ぎを受けること。なお、本業務の準備、引継ぎに要する経費は受注者の負担とする。

(2) 次の受注者への引継ぎ

業務実施期間終了にあたり、次の受注事業者に必要な引継ぎを行うこと。業務実施期間終了日以降が相談日となる予約については、次の受注事業者と協議調整の上、予約受付を行うこと。

(3) 再委託

受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項については、別途発注者と協議するものとする。